

亀山市告示第72号

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱（令和5年亀山市告示第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、<u>令和6年4月から令和7年3月までのそれぞれの月の初日</u>における補助金の交付申請に係る民間保育所等の入所児童（副食費が免除されている児童を除く。）の数の合計に200円を乗じて得た額とする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、<u>令和7年3月31日</u>までに、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第3条に規定する補助金等交付申請書に入所児童数調書（別記様式）を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、<u>令和5年9月から令和6年3月までのそれぞれの月の初日</u>における補助金の交付申請に係る民間保育所等の入所児童（副食費が免除されている児童を除く。）の数の合計に200円を乗じて得た額とする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、<u>令和6年3月29日</u>までに、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第3条に規定する補助金等交付申請書に入所児童数調書（別記様式）を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p>

2 この告示は令和7年3月31日限り、
その効力を失う。

2 この告示は令和6年3月31日限り、
その効力を失う。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

入所児童数調書

施設名 _____

入所児童数（（ ）内は、うち副食費免除児童数）

（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
満3歳児	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3歳児	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
4歳児	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
5歳児	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

備考 令和6年4月から令和7年3月までのそれぞれの月の初日の児童数を記入すること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び別記様式の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。